

# 一般廃棄物最終処分施設ダイオキシン類濃度測定結果

[令和5年度]

ダイオキシン類濃度（年1回以上測定）[規則第4条の5の2第4号ニ]

採取場所	地下水（上流）	地下水（下流）	処理水
採取日	令和5年9月5日	令和5年9月5日	令和5年9月5日
分析結果が得られた日	令和5年10月3日	令和5年10月3日	令和5年10月3日
天候	曇	曇	曇
気温	29.9	27.8	24.6
水温	12.0	16.4	24.5
測定方法	ダイオキシン類対策特別措置法施行規則 第2条第1項第2号の規定に基づき環境大臣が定める方法 （日本工業規格 K0312に定める方法）		
毒性等量 pg-TEQ/L	0.066	0.17	0.0047
基準値	1 pg-TEQ/L ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁 及び土壌汚染に係る環境基準		10 pg-TEQ/L ダイオキシン類対策 特別措置法施行規則 別表第2

毒性等量及び基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（2,3,7,8-TeCDD）の毒性に換算した値。  
ダイオキシン類は異性体によって毒性が大きく異なるため、毒性の比較評価を行うには最も毒性が強い  
2,3,7,8-TeCDDの毒性を1として換算した毒性を足し合わせた値（毒性等量）を用います。